

## 目標設定型排出量取引制度における基準排出量の協議に係る要綱

### (総則)

第1条 「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー使用量及びエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出量算定ガイドライン」(以下「GL」という)に規定する基準排出量又は基礎基準排出量(以下、「基準排出量等」という。)の決定・変更・修正に係る協議に関しGLに定めるもののほか、この要綱により定める。

### (基準排出量等の決定)

第2条 大規模事業者は、基準排出量等の決定の協議を行うにあたり、温暖化対策課長(以下、「課長」という。)に様式第1号「基準排出量等決定協議書」を提出する。

2 前項の協議を行うにあたり、大規模事業者は基準排出量等の算定対象となる年度(以下「基準年度」という)の算定資料を「基準排出量等決定協議書」に添付する。

3 課長は、第1項の協議書を審査し、その算定方法がGLその他の規定に適合すると認めるときは、様式第2号により大規模事業者宛て通知する。

### (基準排出量等の変更)

第3条 大規模事業者は基準排出量等の変更の協議を行うにあたり、課長に様式第3号「基準排出量等変更協議書」を提出する。

2 前項の協議を行うにあたり、大規模事業者は基準排出量等の変更の根拠資料等を「基準排出量等変更協議書」に添付する。

2 課長は、第1項の協議書を審査し、その算定方法がGLその他の規定に適合すると認めるときは、様式第4号により大規模事業者宛て通知する。

### (基準排出量等の修正)

第4条 大規模事業者は、前2条の協議の内容に誤りがあると認める場合には、協議内容の修正の協議を行うものとし、課長に様式第5号「基準排出量等修正協議書」を提出する。ただし、基準年度又は実績年度の検証結果報告書が提出された場合で修正すべき内容が明らかな場合は、当該報告書の提出をもってこれに代えることができる。

2 前項の協議を行うにあたり、大規模事業者は、修正後の算定に関する資料を「基準

排出量等修正協議書」に添付する。

- 3 課長は、第1項の協議書を審査し、修正後の算定方法がG Lその他の規定に適合すると認めるときは、様式第6号により大規模事業者宛て通知する。

(大規模事業所に該当しないことの決定)

第5条 前年度の規模判定エネルギー使用量が1, 500キロリットル以上の事業所の設置者のうち、次のいずれかに該当する者が、大規模事業者には該当しないことの確認を希望した場合は、様式第7号「大規模事業所非該当確認協議書」を提出する。

- 一 他の大規模事業所の一部である場合
- 二 前々年度又は前々々年度の規模判定エネルギー使用量が1, 500キロリットル未満である場合
- 三 その他大規模事業所に該当しないと認められる場合

- 2 課長は、前項の協議書の内容が妥当と認められるとき（前項第1号に該当し、かつ当該大規模事業所の基準排出量が決定していない場合を除く）、様式第8号により提出者あて通知する。

(立入検査)

第6条 温暖化対策課職員は、前4条の事務を行うにあたり必要な限度において、地球温暖化対策推進条例（平成21年条例第9号）第55条の規定に基づく立入検査を行うことがある。

(基準排出量の再計算)

第7条 課長は、目標設定ガスの算定方法が変更され基準排出量を再計算する必要があると認める場合には、再計算を行う。

- 2 前項の規定により基準排出量を再計算した場合には、大規模事業者に通知する。

附則

この要綱は令和8年4月1日から施行する。